

「平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」に対する意見公募要領

1. 意見公募の対象

「平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」

2. 資料入手方法

(1) e-Govからダウンロード

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付
（千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館5階）

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成26年2月19日（水）～平成26年3月20日（木）（必着）

4. 意見提出先・提出方法

以下いずれかの方法で送付してください。

<電子メール>

下記URLより、御意見・理由等を日本語で御記入の上送信してください。

<https://form.cao.go.jp/bousai/opinion-0019.html>

<郵送>

別紙意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、下記住所にお送りください。

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付 宛

<FAX>

別紙意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、下記のFAX番号宛てにお送りください。

FAX番号：03-3593-2846

御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。御意見には、氏名（団体の場合は団体名、所属及び担当者名を記入）、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを御記入ください。これらは、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために記入をお願いするものです。

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。御意見が複数ある場合には、1枚の用紙に複数の意見を記入するのではなく、1枚の用紙に1つの意見及びその理由を御記入ください。記入漏れや本記入要領に則して記入されていない場合及び、御意見が本件に関係しない場合には、御意見を無効扱いさせていただくことがあります。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見提出用紙

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メール アドレス	
ご意見	(ご意見) (理 由)